

改正

平成27年3月18日要綱第7号

小川村同級会助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさとを離れ生活拠点を他県、他市町村に築いた小川村出身者が、同級会を通じ、ふるさととの交流の機会をつくることを目的として、同級会に要する経費の一部について助成金を交付するものとし、その交付に関しては、小川村補助金交付規則（昭和52年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象の同級会)

第2条 助成対象となる同級会は、小川村の小学校、中学校を卒業した者により行う学年単位又は学級単位（複数の学級で行うものも含む。）の同級会で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内で開催されること。
- (2) 10名以上の参加者で、村外居住者が3割以上であること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としたものでないこと。

(助成の要件)

第3条 助成の要件は次のとおりとする。

- (1) 同級会の参加者に対して、村が作成した資料により「ふるさと納税」「ふるさと村民制度」のほか、村がすすめる施策について情報提供すること。
- (2) 同級会の参加者に対して、村が作成した資料により「関東地区おがわ会」「長野市小川村人会」「小川故郷会」等について情報提供をすること。

(助成金の額)

第4条 同級会に対する助成金の額は出席人数に1,000円を乗じて得た額とし、30,000円を限度とする。ただし、同じ同級会への助成金の交付は年度内1回を限度とする。

(交付申請書の提出)

第5条 同級会の助成金の交付を受けようとする代表者は、同級会開催日の7日前までに、小川村同級会助成金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(助成の決定等)

第6条 村長は、前条の規定により提出された交付申請書を審査し、助成することが適当であると認めたときは、小川村同級会助成金交付決定通知書により代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 代表者は同級会開催後20日以内に、小川村同級会助成金実績報告書（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 前項の交付決定の通知は、申請者に対する補助金の交付をもって代える。

(助成金の返還)

第9条 村長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付されているときは、助成金の返還を命ずる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な申請により、助成金の交付を受けたとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、既に小川村同級会助成金交付申請書及び小川村同級会助成金実績報告書の提出があるときは、助成金を交付するものとする。

様式第1号

小川村同級会助成金交付申請書

平成 年 月 日

小川村長 様

代表者 住所

氏名 印

小川村同級会助成金の交付を受けたいので、交付要綱第5条の規定により申請します。

同級会の名称	(学校)
開催日時	平成 年 月 日
開催場所	住所： 会場：
同級会開催費用	円
助成金申請額	円(1人当たり1,000円 上限30,000円)
同級会の概要	①参加予定者 名(うち、村外居住者 名) 別紙参加予定者名簿のとおり ②内容 別紙同級会開催案内のとおり ③その他特記事項

(添付書類) ・参加予定者名簿(住所記載)
・同級会開催案内

様式第2号

小川村同級会助成金実績報告書

平成 年 月 日

小川村長 様

代表者 住所

氏名 印

下記のとおり小川村同級会助成金事業を実施したので、交付要綱第7条の規定により報告します。

同級会の名称	(学校)
開催日時	平成 年 月 日
開催場所	住所： 会場：
同級会開催費用	円
助成金申請額	円(1人当たり1,000円 上限30,000円)
同級会の概要	①参加者 名(うち、村外居住者 名) 参加者名簿のとおり ②その他特記事項

(添付書類) ・同級会領収書